

2017 年9 月29日

PEFC CEO 事務局長
ベン ガニバーグ 殿

一般社団法人
緑の循環認証会議 (SGEC)
理事・事務局長 中川清郎

**SGEC 文書3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドラインの改正の経緯
(SGEC運用文書「3」-1 「SGEC文書3」の「基準 5-1-5」に係る認証審査手順の改正)**

SGEC は、2016年6月3日付で開催されたPEFC総会において、SGEC認証制度の相互承認に当たり、提示された「動議7」(*)に基づく要求に対応するために、既に同年10月30日付でPEFCに報告した通り、北海道アイヌ協会と協議を行い、同年10月14日開催のSGEC 理事会において策定した認証審査手順に基づき認証業務を実施してきた。

なお、北海道アイヌ協会との協議に当たっては、SGECとしては今後も認証機関の認証状況を踏まえて認証審査手順について更に検討していく旨表明してきた。

このことを踏まえ、2017年度SGEC事業計画(**)において「特に、アイヌ民族に関連する規格については、認証状況について検証しつつ、また北海道アイヌ協会の意見を聴きつつ認証審査手順について検討を行う」旨定め、今回、この事業計画に基づき、認証手順について、別添のとおり、北海道アイヌ協会と協議を行い、必要な手続きを経て、その一部を改正したのでその経過を報告する。

なお、北海道アイヌ協会からは、今回の2017年改正規格について当面の規格としては認めるが、来年度以降、アイヌ民族に係る認証規格について国際規格等を検証し、その結果を踏まえ、更なる検討を行うべきとの要請を受けている。

SGECとしては、来年度以降、専門部会の中に、北海道アイヌ協会、環境NPO、学識経験者、行政経験者、海外勤務経験者等によって構成される作業部会を設置し、議論を重ね、より実態に即した認証審査手順の策定に向けて努力することとしている。

但し、今回設置を予定する作業部会の審議については、専門部会における審議経過からみて、IL0169、及び先住民に関する国際連合宣言の遵守を強く求めており、土地や森林資源の所有権の問題にまで及ぶことは必至で、国内法はもとより国際若しくは

国内慣習法の範囲を超えることが予測される。

従って、作業部会の審議に当たっては、認証機関の認証審査状況、各界の識者からの意見の聴取、関係国内法令の動向等を勘案しつつ審議する必要があり、短期間で各委員の理解と納得を得た合意を得ることは難しい場合も考えられる。また、各委員の意見のとりまとめに当たって、全員の合意は得られず少数意見を付すことにならざるを得ない場合も考えられる。

しかしながら、SGEC森林認証制度の信頼性を確保するために、必要な調査・審議を進め、極力短期間で作業部会としての合意が得られるよう最善の努力を払うこととしている。

具体的な改正規格及びその審議経過は別添のとおりである。

(*)<PEFC 総会 動議 7 日本—SGEC 制度の承認> 抜粋

日本における PEFC 認証管理団体である緑の循環認証会議 (SGEC) は、2015 年 5 月に、PEFC 要求事項に対する SGEC 森林管理認証制度の審査請求を提出した。TJ コンサルティング社による審査報告書に基づき、PEFC 理事会は、次の 2 つの事項が制度の承認後 6 カ月以内に達成されることを条件として、SGEC 森林認証制度を承認することを PEFC 総会に提案することを決定した。

- a) SGEC は、SGEC 森林管理認証においてアイヌ民族の権利承認に向けた相互に受け入れ可能な解決策を見出すため、北海道アイヌ協会と積極的に協議しなければならない。

()<2017 年度 SGEC 事業計画 (2017 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日)> 抜粋**

3 国際化された SGEC 認証制度の普及・定着

次により国際化された SGEC 認証制度及び PEFC 評議会から管理委託を受けた PEFC 認証制度の円滑な普及に努める。

(1) SGEC 認証規格の制度の円滑な定着に向けた検証

SGEC 認証規格について現地に適用する上で問題点が提起された場合には、専門部会において検討し、SGEC 認証規格に基づく認証が円滑に実施されるよう努める。

特に、アイヌ民族に関連する規格については、認証状況について検証しつつ、また北海道アイヌ協会の意見を聴きつつ認証審査手順について検討を行う。

別添

SGEC 文書 3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドラインの改正の経緯

SGEC運用文書「3」-1 「SGEC文書3」の「基準 5-1-5」に係る認証審査手順の改正

目次

- 1 作業用原稿の策定
- 2 アイヌ民族に関する森林認証規格「基準 5-1-5」に係る認証審査手順について北海道アイヌ協会との協議
 - (1) 第1回
 - (2) 第2回
- 3 講演会「北海道アイヌ民族を理解するために」を開催
- 4 専門部会の開催
- 5 評議委員会の開催
- 6 理事会の開催

1 作業用原稿の策定

SGEC森林管理基準5-1-5に係る運用規定（審査手順）について、認証業務を通じて現地でアイヌ関係団体と協議してきた認証機関、並びに昨年現行規格を策定するにあたって意見を述べていただいた関係機関、学者及びNPOの方々の意見を聴取し、その結果を踏まえ、別紙1の作業用原稿を策定した。

意見を聴取した機関（意見を聴いた者 SGEC事務局長中川清郎、部長三島征一）

(1) 森林管理認証機関（敬称略）

- ・日本森林技術協会

2017年6月28日 日本林業森林技術協会・会議室 担当責任者

- ・SGS ジャパン

2017年6月30日 SGS ジャパン・会議室 担当責任者

- ・日本ガス機器検査協会（JIA）

2017年6月28日 日本ガス機器協会・会議室 担当責任者

(2) 北海道関係者

- ・北海道庁

2017年7月31日 森林計画担当局長室 森林計画担当局長他

- ・北海道森林管理局

2017年7月31日 北海道森林管理局長室 局長他

- ・北海道行政機関及び林業・木材関係団体

2017年8月2日 北海道庁会議室

北海道森林管理局、北海道庁及び北海道林業・木材関係
団体（23名出席）

(3) 林野庁森林・林業行政担当者

- ・2017年6月28日 林野庁・会議室 首席森林計画官他

(3) 北海道大学アイヌ・先住民研究センター

- ・2017年7月31日 北海道大学 アイヌ・先住民研究センター・研究室
落合准教授研究室 落合研一准教授

(4) 2016年度規格策定について意見を述べてた NGO

- ・熱帯林行動ネットワーク（JATAN）

2017年7月6日 SGEC事務局・会議室 川上豊幸他

- ・（一財）地球・人間環境フォーラム

2017年6月29日 地球・人間環境フォーラム・会議室 坂本有希

2 アイヌ民族に関する森林認証規格「基準 5-1-5」に係る認証審査手順について北海道アイヌ協会との協議

(1) 北海道アイヌ協会との SGEC 森林管理基準 5-1-5 に係る 第 1 回協議 記録

- 1 日 時 2017 年 8 月 17 日 13:30~14:30
- 2 場 所 北海道アイヌ協会
- 3 出席者 北海道アイヌ協会 事務局長 佐藤幸雄 (敬称略)
緑の循環認証会議 (SGEC) 事務局長 中川清郎、国際部長 三島征一
- 4 協議事項 SGEC 森林管理基準 5-1-5 に係る運用規定 (作業用原稿) について (協議内容)

○ SGEC 事務局長 (別紙作業用原稿に基づき説明)

- (1) SGEC 森林管理基準 5-1-5 に係る運用規定について、認証業務を通じて現地でアイヌ関係団体と協議してきた認証機関、並びに昨年現行規格を策定するにあたって意見を述べていただいた学者及び NPO の方々のご意見を聴取し、その結果を踏まえ、別紙(作業用原稿案 掲載割愛)の通り改正したい。
- (2) 今回の規格改正は、2016 年 8 月 10 日の貴協会との協議等、及び同 10 月 3 日の GEC 専門部会の席上貴協会から指摘のあった次の点について検討した。
 - ①未批准の「ILO169」号条約及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」について「尊重する」としたことは、その扱いが曖昧であり、「遵守する。」とするべきである。
 - ②また、FPIC のプロセスを具体的に規定するべきである。
 - ③更に、FSC の規格と比較検証して決めるべきである。
- (3) 今回の規格改正の基本的考え方としては、次の通りとした。
 - (2) の①については、遵守すべき国際法に、その 27 条で「少数民族の文化の享有権」を規定している「国際人権規約自由権規約」を追加するとともに、「国際的及び国内的な一般慣行が認められ、生成若しくは生成されつつある慣習法における権利に十分留意しなければならない」旨を追加する。
 - 同②については、アイヌの人々の慣習の保全や心のよりどころとなっている場所の保全などについて、具体的に例示するとともに参考資料を列挙する。
 - 同③については、2018 年度から実施が予定されている FSC 規格の実施状況を踏まえ更に検討したい。
- (4) 以上のことから 次の考えのもとに主な改正事項は次の通りである旨説明した。
 - 1) 森林管理者は、現規格の規定する通り、認証取得予定森林が所在する地域の

- アイヌの人々の地域組織をステークホルダーとして特定すること。
- 2) 森林管理者は、現規格の規定する通り、地域の組織に対して、次の事項について説明協議する場合は、FPICに従って行うこと。
- ①現規格通り、森林管理計画の伐採計画、林道計画等の内容について十分説明すること。
 - ②アイヌの人々の森林内で行われる慣習及び心のよりどころとなっている場所が保全されること等アイヌ民族の文化、慣習が保全されること。
 - ③なお、明治時代、即ち、100数十年前に決められた土地所有権等の問題については、現状においては国際慣習法上「生成されつつある権利」として認めることは困難であるとの見解もあり、土地所有権等については本規格では規定しない。
- 3) 今後とも、いろいろな情勢を踏まえ指摘される課題にたいしては、検討し、規格の見直しを行うこととしたい。
- (5) なお、9月には、本規格改定案を基にして、SGEC 専門部会、同評議委員会、同理事会において審議し、その採否を決定することとしている。なお、専門部会の開催に当たっては、昨年の専門部会に出席していただくか、若しくは別の場で意見を述べていただいた学識経験者やNPOには出席案内を行う予定である。
- (6) また、アイヌ民族に係る規格を運営するに当たっては、アイヌ民族の実態を十分理解をして認証業務を行うことが重要である。については、専門部会開催時に講演会を開催したいと考えているので、アイヌ協会において講師として適任者を派遣して頂きたい。

○アイヌ協会事務局長（意見）

今回の改正規格案は、現行規格に対して一歩前進であると評価する。今回、提示された改正案は、運用規定となっているが、今後の実際の森林認証に認証の規格として運用されということで理解してよいか。

但し、今日、説明を受けたが、北海道アイヌ協会としては、今回の改正案を持って完全に了とすることはできない。今後、FSCで検討されている規格も来年度は実施されると聴いており、これを検証するとともに、国際規格等を十分検証し、SGECの規格について、更なる検討が必要であると思慮されるので、速やかに検討がなされるよう要請する。

なお、講師の派遣要請については検討したい。

○SGEC 事務局長（回答）

今回提示した改正規格は、SGEC 審議決定の手続きを経て、今後の実際の認証の規格として運用する予定となっている。

また、北海道アイヌ協会の意見、FSC 規格の実施状況及び SGEC 認証実施状況を踏まえつつ、更に、今後、規格の検討・見直しを行っていききたい。

なお、先ほどお願いした講師派遣については、よろしくご検討をお願いしたい。

(2) 北海道アイヌ協会との SGEC 森林管理基準 5-1-5 に係る第 2 回協議 記録

1 日 時 2017 年 9 月 5 日 16:00～17:00

2 場 所 北海道アイヌ協会

3 出席者

北海道アイヌ協会

副理事長阿部一司 事務局長 佐藤幸雄 (敬称略)

緑の循環認証会議 (SGEC)

会 長 佐々木恵彦 事務局長 中川清郎

国際部長 三島征一、 認証部長 瀬川宗生

4 協議事項 SGEC 森林管理基準 5-1-5 に係る運用規定について

(協議内容は 2017 年 8 月 17 日と同趣旨)

○アイヌ協会副理事長 (意見)

当面の改正案としては了承する。

今回の当北海道アイヌ協会への協議、また、アイヌ民族への理解を深めるために講演会の開催については、SGEC の努力を多とする。森林認証制度を通じてアイヌ民族の文化や慣習が保全され、理解されることを期待している。

但し、先ほど国際慣習法について説明があったが、北海道アイヌ協会としては、2008 年の国連総会の補助機関である「人権理事会」に於いて「特にアイヌの人々の土地及びその他の権利の再検討と、それらの権利と「先住民の権利に関する国際連合」との調和」について勧告されており、その実現がアイヌ協会の活動の原点であることを理解願いたい。

このことを踏まえて、今後、認証規格等の検討を願いたい。

○SGEC 事務局長 (回答)

阿部副理事長の発言の趣旨は十分理解する。

ただ、SGEC 認証制度はあくまでも民間の任意の認証制度であることもご理解願いたい。SGEC としては、民間制度としてできる限り、先ほどの発言の趣旨に沿うよう努力したい。

SGEC 認証制度が、北海道において広く普及し、北海道アイヌ民族文化や慣習について、保全され、より深く理解されるための一助になればと考えている。

今後とも、アイヌ協会とは協議を重ね、より良い認証規格としていきたいので宜しく願う。

3 講演会「北海道アイヌ民族を理解するために」を開催

講演会を下記の通り開催した。

本講演会は、SGEC認証制度関係者のアイヌ民族を理解するうえで極めて有意義であった。

(1) 趣旨

北海道アイヌ民族に対する理解を深め、SGEC認証規格のアイヌ民族関連規格が適正に運用されるよう資する。

(2) 演題

アイヌ民族について

～先住民としてのアイヌ民族に対する理解を深めるために～

(3) 開催日時

2017年9月6日 10:30～12:00

(4) 実施場所

東京 永田町ビル 4F 日本治山治水協会・会議室

(5) 講師（敬称略）

北海道アイヌ協会 副理事長 阿部一司

事務局長 佐藤幸雄

(6) 参加者

SGEC 理事、評議委員、専門委員、認証機関、NPO、行政機関

参加人員 40名

4 専門部会の開催

2017年度SGEC専門部会は下記の通り開催され、アイヌ民族に関する森林認証規格「基準 5-1-5」に係る認証審査手順（改正案）についての最終原稿が合意された。

1 開催経緯

専門部会は、「アイヌ民族に関する森林認証規格（基準 5-1-5）に係る運用規定で定める認証審査手順」の改正を、2016年10月30日付で開催した専門部会において決定した同手順の改正と位置づけ、SGEC会長が任命している専門部会に、昨年度開催した専門部会で意見をいただいた北海道アイヌ協会、NPO、学識経験者、行政機関の各機関に参加を求めて開催した。なお、ホームページ上で専門部会の開催を周知し、参加者を公募した。今回の専門部会参加者は別表の通りである。

2 専門部会の開催

(1) 日 時 2017年9月6日 13:30～15:00

(2) 場 所 一般社団法人日本治山治水協会・大会議室

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3永田町ビル 4F

(3) 審議事項 「昨年度策定した「SGEC運用文書「3」-1「SGEC文書3」の「基準 5-1-5」

に係る認証審査手順」の改正案（別紙）を作業用原稿として提案

(4) 審議内容

審議に結果、提案された作業用原稿（別紙）を一部修正（アンダーラインの部分）の上、最終原稿として決定された。

但し、最終原稿を決定するにあたっては、改正審査手順に基づく認証機関の認証状況、2018年4月から施行が予定されるFSC規格の実施状況及び国際規格を検証し、来年度以降、最終原稿の改正について更に検討することが条件として付された。

なお、本最終原稿は、今後、評議委員会で意見を聴いて、理事会で決議する手続きをとる旨説明された。

(5) 専門部会出席者

専門部会の開催案内を行うにあたって、(3)の審議事項を提示し、欠席する場合は事前に意見を求めた。

専門部会出席者（別表）

区分	出席者数	備 考
専門委員	15名	会長が任命した専門委員
オブザーバー	6名	オブザーバーは専門委員としての任命を希望しない者。但し、自由に発言できることとし、専門委員はオブザーバーの発言を踏まえて決議権を行使した。 参加機関：北海道アイヌ協会、熱帯林行動計画（JATAN）林野庁他
計	21名	

専門部会委員

(敬称略)

出席	氏名	所属
出	永田 信	大日本山林会 (元東京大学教授)
出	興梠 克	筑波大学准教授
欠	立花 敏	筑波大学准教授
出	尾方 伸次	日本合板検査会
	田中 隆	元日本適合性認定協会
出	佐々木亮	全国木材検査・研究会
出	周藤 眞	元林野庁
出	水田 勇司	森林労連
出	坂本有希	(一財)地球・人間環境フォーラム
出	大石美奈子	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談協会 (NACS)
欠	仲 建三	元国際緑化推進センター
欠	荒井 秀夫	国土緑化推進機構
出	篠原 宏	日本林業協会
出	片岡辰行	日本集成材工業協同組合
欠	川喜多進	日本合板工業組合連合会
出	小笠原哲彦	王子木材緑化(株)
出	森田一行	全国木材組合連合会
欠	富山 洋	全国森林組合連合会
出	日比野義光	日本フローリング工業会
欠	趙 川	日本木材輸出振興協会
出	太刀川 寛	日本製紙株式会社
出	中尾由一	元国産認証材利用促進協議会

注：欠席者には事前に意見の聴取

SGEC 文書 2 SGEC 認証制度の管理運営に関する文書 (抜粋)

(専門部会)

第 25 条 会長は、第 3 条で規定する認証規格の制定 (改正) に関する最終原稿の策定及び関連事項の調査を行うために専門部会を設置する。

2 専門部会は、会長の諮問を受けて前項で規定する事項の審議を行う。

3 専門委員は、専門的知識を有する学識経験者他広く関係するステークホルダーから会長が任命することとするが、具体的には別途附属文書で定める。

オブザーバー出席者 (敬称略)

氏名	所属
阿部一司他 1	北海道アイヌ協会副理事長、同事務局長
川上豊幸他 2	熱帯林行動ネットワーク (JATAN)
林野庁担当官 4	林野庁森林計画課企画官他

5 評議委員会の開催

- (1) 日時 2017年9月15日 13:30~15:00
- (2) 場所 一般社団法人日本治山治水協会・大会議室
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3永田町ビル 4F
- (3) 出席者
評議委員 別紙
評議委員会の開催案内を行うにあたって、(3)の審議事項を提示し、欠席する場合は事前に意見を求めた。
- (3) 審議事項
昨年度策定した「SGEC運用文書「3」-1「SGEC文書3」の「基準 5-1-5」に係る認証審査手順」の改正案（別紙）として、専門部会で合意した最終原稿を提案
- (4) 審議内容
審議に結果、提案された最終原稿について、その内容については特に意見は付されなかった。
なお、今回の改正審査手順は、去る9月6日に開催された専門部会において、その合意に当たって、「来年度以降、認証機関の認証状況等を踏まえ更に検討すること。」の旨の決議がなされたが、この件に関しては、専門部会の中に、北海道アイヌ協会、環境NPO、学識経験者、行政経験者、海外勤務経験者等によって構成される作業部会を設置し、議論を重ね、より実態に即した認証審査手順の策定に向けて努力するべきである旨の意見が付された。

役 職	氏 名	備 考
	赤尾 信敏	(公財) 地球環境戦略研究機関 (IGES)
	天野 彰	(株) アトリエ・フォア・エイ
	安藤 直人	東京大学名誉教授
	大熊 幹章	東京大学名誉教授
	大石美奈子	(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (NACS)
座長代理	桂川 裕樹	国立研究法人 森林総合研究所
	叶 芳和	日本経済大学大学院
	興梠 克久	筑波大学准教授
	立花 敏	筑波大学准教授
	坂本 有希	(一財) 地球・人間環境フォーラム
	水田 勇司	森林労連 (新任)
座長	田中 潔	大日本山林会 (新任)
	田中 隆	元日本適合性認定協会
	出島 誠一	(公財) 日本自然保護協会
	羽賀 正雄	元林野庁
	葉山 政治	(公財) 日本野鳥の会
	日比 保史	(一社) コンサベーション・インターナショナル・ジャパン
	藤原 敬	(一社) ウッドマイルズフォーラム
	山縣 睦子	MORIMORI ネットワーク
	山崎 信介	(一社) 日本林業経営者協会

6 理事会の開催

(1) 日 時 2017年9月26日 10:30~12:00

(2) 場 所 一般社団法人日本治山治水協会・大会議室
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3永田町ビル 4F

(3) 出席者

理事（理事22中出席理事17名）、幹事（監事2名中出席監事2名） 別紙
理事会の開催案内を行うにあたって、(3)の審議事項を提示し、欠席する場合は事前に意見を求めた。

(3) 審議事項

昨年度策定した「SGEC運用文書「3」-1 「SGEC文書3」の「基準 5-1-5」に係る認証審査手順」の改正案（別紙）

(4) 審議内容

審議に結果、提案された改正案について、原案の通り決した。
なお、去る9月15日に開催された評議委員会の審議において付された下記の意見については、2018年度以降の事業として実施すること決定された。

記

今回の改正審査手順は、去る9月6日に開催された専門部会において、その合意に当たって、「来年度以降、認証機関の認証状況等を踏まえ更に検討すること。」の旨の決議がなされたが、この件に関しては、専門部会の中に、北海道アイヌ協会、環境NPO、学識経験者、行政経験者、海外勤務経験者等によって構成される作業部会を設置し、議論を重ね、より実態に即した認証審査手順の策定に向けて努力することとする。

但し、今回設置を予定する作業部会の審議については、専門部会における審議経過からみて、ILO169、及び先住民に関する国際連合宣言の遵守を強く求めており、土地や森林資源の所有権の問題にまで及ぶことは必至で、国内法はもとより国際若しくは国内慣習法の範囲を超えることが予測される。

従って、作業部会の審議に当たっては、認証機関の認証審査状況、各界の識者

からの意見の聴取、関係国内法令の動向等を勘案しつつ審議する必要があり、短期間で各委員の理解と納得を得た合意を得ることは難しい場合も考えられる。また、各委員の意見のとりまとめに当たって、全員の合意は得られず少数意見を付すことにならざるを得ない場合も考えられる。

しかしながら、SGEC森林認証制度の信頼性を確保するために、必要な調査・審議を進め、極力短期間で作業部会としての合意が得られるよう最善の努力を払うこととしている

SGEC 理事・監事

2017年9月27日

役 職	氏 名	備 考 (敬称略)
理 事	大木美智子	(一財) 消費科学センター
理 事	箕輪 光博	東京大学名誉教授
理 事	沖 浩	(公財) 森林文化協会
理 事	梶谷 辰哉	(公社) 国土緑化推進機構
理 事	上河 潔	日本製紙連合会
理 事	川喜多 進	日本合板工業組合連合会
理 事	木平 勇吉	東京農工大学名誉教授
理 事	酒井 秀夫	東京大学大学院
会 長	佐々木恵彦	(公財) 国際緑化推進センター
理 事	志賀 和人	筑波大学大学院
理 事	篠原 明	森林労連
理 事	武内 晴義	PEFC アジアプロモーションズ
理 事	津元 頼光	(一社) 日本治山治水協会
事務局長	中川 清郎	学識経験者 (元日本林業協会)
理 事	片岡 明人	(一社) 日本木造住宅産業協会
理 事	坂東正一郎	(一社) 全国木材組合連合会
理 事	平之山俊作	全国森林組合連合会
理 事	廣瀬 道男	(公財) オイスカ
理 事	前田 直登	(一社) 日本林業協会
理 事	森田 一行	学識経験者 (全国木材組合連合会)
専務理事	山田 寿夫	学識経験者 (元日本治山治水協会)
監 事	井上 幹博	学識経験者 (日本木材総合情報センター)
監 事	萩原 宏	学識経験者 (元森林林業振興会)